三条市男女共同参画推進条例

平成 17 年 12 月 26 日公布 三 条 市 条 例 219 号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 基本的施策等(第9条-第20条)

第3章 男女共同参画審議会(第21条)

第4章 雑則(第22条)

附則

国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組と連動しつつ、進められてきたが、なお、一層の努力が必要とされ、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置付けている。

豊かな自然と文化遺産を守り、伝統技能を有する地場産業を発達させてきた三条市においても、国のこうした動きと連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきたが、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が依然として残されている。

そこで、少子高齢社会においても、三条市が活力と魅力あるまちで在り続けるには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の一層の推進が必要である。

ここに、男女共同参画の基本理念並びに市、市民、事業者及び各種団体の責務を明らかにし、それぞれの協働の下、市民一人一人が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切にし、心豊かな、活気のある、そして、ずっと住み続けたいと思えるまちを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び 各種団体の責務等を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本と なる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、次の世代へ 誇りを持ってつなぐことができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な 範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをい う。
 - (3) 事業者 市内で事業を行っている個人、法人等をいう。
 - (4) 各種団体 地縁による団体その他の市内で活動する団体をいう。
 - (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性 的な言動に対する相手方の対応によって当該相手方に精神的、経済的その他の不利益 を与えることをいう。
 - (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念を旨として行うものとする。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の 人権が尊重されること。
 - (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の 社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画 社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又 は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なもの とするように配慮すること。
 - (3) 男女が、対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案 及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
 - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、 当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
 - (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)を旨とし、男女共同参

画の推進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、各種団体、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共 同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念を旨とし、男女共同参画についての理解を深め、職場、地域、 学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を 推進するよう努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念を旨とし、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(各種団体の責務)

- 第7条 各種団体は、基本理念を旨とし、その活動において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
- 2 各種団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止行為)

- 第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、職場、地域、学校、その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための 基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ三条市男女共同参画審議会の 意見を聴くとともに、市民、事業者及び各種団体の意見を反映することができるよう必 要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育の推進)

第10条 市は、男女共同参画を推進するために、学校教育、社会教育など生涯にわたるあらゆる分野の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第 11 条 市は、男女が家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を両立することができるように、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置及び推進体制の整備)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために、財政上の措置を含め、 必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(附属機関等への男女共同参画の機会確保)

第 13 条 市は、附属機関等の委員の委嘱又は任命に当たっては、男女の委員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民、事業者及び各種団体の自主的な活動への支援)

第 14 条 市は、市民、事業者及び各種団体が、男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(広報活動等)

第 15 条 市は、男女共同参画の推進について市民、事業者及び各種団体の理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第 16 条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書 を作成し、公表するものとする。

(調査及び研究)

第 17 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(拠点施設)

- 第 18 条 市は、男女共同参画の推進のための拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。 (相談窓口の設置)
- 第 19 条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害について市民、事業者又は各種団体からの相談を受けるため、相談窓口を設置するものとする。
- 2 市長は、前項の相談を受けたときは、関係機関等との連携の下に適切な措置を講ずる ものとする。

(苦情の申出の処理)

第20条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進を阻害すると認められる施策について市民、事業者又は各種団体から苦情の申出があっ

たときは、適切な処置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、三条 市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第3章 男女共同参画審議会

- 第 21 条 本市の男女共同参画の推進に関し必要な事項を審議するため、三条市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次のことについて調査及び審議をする。
 - (1) 男女共同参画政策の推進に関すること。
 - (2) 基本計画の推進に関すること。
 - (3) その他前項の目的を達成するために必要な事項
- 3 審議会は、前項に規定するもののほか第1項の目的を達成するために必要な事項について、市長に意見を申し出ることができる。
- 4 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満にならないようにする。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募により選任された者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第4章 雑則

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
 - (三条市男女共同参画審議会条例の廃止)
- 2 三条市男女共同参画審議会条例(平成17年三条市条例第114号)は、廃止する。